

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資第二課

1. 基本情報

- (1) 地域名：中南米・カリブ地域（以下、「中南米」という）
- (2) 案件名：生物多様性保全事業（以下、「本事業」という。）
- (3) 出資先名：EcoEnterprises Partners IV, L.P.（以下、「EE IV」という。）
- (4) 出資契約調印日：2025年8月28日

2. 事業の背景と必要性

(1) 中南米における生物多様性セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

地球上には3,000万種類もの生き物が存在すると言われ、これらの生物は互いに繋がり、直接的・間接的に支え合って存在しており、そのつながりを「生物多様性」という（環境省, 2023年）。この多様な生物の存在・つながりは、土壌・大気・水などの非生物とともに「自然資本（ネイチャー）」を構成しており（PwC, 2023年）、人類はこの自然資本を基盤として生きている。世界経済フォーラム（WEF）によると、世界のGDPの半分以上にあたる約44兆ドルの経済的価値の創出が自然資本由来と推定される（WEF, 2020）。一方、産業革命以降の工業化や世界的な人口増加、農地拡大に伴い、生物多様性は急速に喪失している。中でも、中南米・カリブ地域は、世界で最も豊かな生物多様性を誇りながら、その消失が著しい。生物多様性の宝庫と呼ばれるアマゾン熱帯雨林は、過去50年で全体の17%以上が消失・劣化したと言われており（WWF, 2024）、面積にして日本の約2.5倍に相当する。生物多様性の喪失がこのスピードで進むと、気候変動の加速、食料生産や原材料調達の難化、マラリアや新型コロナウイルス感染症のような新興感染症の増加、最貧層の生活インフラの破壊といった側面で人間社会に深刻な影響をもたらし得る。例えば、アマゾン熱帯雨林は年間14億トンの二酸化炭素（日本の年間GHG排出量の1.2倍）を吸収し（Yuanwei, Et al., 2021）、気候変動の緩和に大きく貢献しているが、破壊がそのまま進むと、干ばつや森林域の乾燥激化に伴う山火事の頻発・規模拡大に繋がり、それが更なる森林減少に繋がるといふ悪循環に陥ることが懸念されている（WWF, 2024）。

かかる状況を踏まえ、2022年、生物多様性条約締約国会議（COP15）において、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Global Biodiversity Framework: GBF）」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャー・ポジティブ」を実現するとの方向性が掲げられた。GBFでは2050年のビジョンとして「自然と共生する世界」を掲げ、生態系の健全性の維持・強化・回復、全世界において年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップ（2022年当時）の縮小といった4つのゴール及び陸・海の30%の保全（通称「30 by 30」）、環境汚染物質の削減、女性や子ども・先住民・地域社会等の意思決定への参画等の計23のターゲットを定めている。上述のGBFにおいては、国

内外、官民間問わず、あらゆる資金から世界全体で年間 2,000 億ドルを投じることを目標としており、その達成方法の一つとして「民間資金の活用、ブレンデッド・ファイナンスの促進、さらなる資金を調達するための戦略の実施、インパクト・ファンドやその他の手段を含め、民間セクターによる生物多様性への投資を奨励する」と謳われている。

こうした中、本ファンドのマネージャーである EcoEnterprises Impact Management, LLC（以下「EcoEnterprises」という。）は、生物多様性保全分野のインパクト投資の草分け的存在である。EcoEnterprises の創立者である Tammy Newmark 氏は、「地球のための投資」をテーマに掲げ、25 年以上前から生物多様性の保全・回復、または負の影響の緩和・除去に資する企業に投融資を行ってきた。EcoEnterprises は、環境再生型農業やアグロフォレストリー、エコツーリズム等、GBF が定める 23 のターゲットに直接的かつ間接的に裨益する事業を実施する企業を主な投資対象とし、投資先企業の成長段階やニーズに合わせて様々な金融商品をテイラーメイドに提供することで企業の資金アクセスを支援している。さらに、ESG ポリシーの策定やインパクト測定、ジェンダー平等推進にかかる技術支援を行うことで、投融資企業のサステナビリティ・付加価値向上を図っている。本事業は、EcoEnterprises が運営するファンドへの投資を通じて生物多様性保全に資する事業を行う企業を支援することで、生物多様性保全に貢献するもの。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置付け

本ファンドの主要投資予定国であるコロンビア・ブラジル・コスタリカの国別開発協力量針においては、いずれも生物多様性に関連する環境保全や気候変動対策が織り込まれている。対コロンビア国別開発協力量針事業展開計画の「環境調和型社会形成支援プログラム」では「再生可能エネルギーの活用、森林生態系保全・管理、温室効果ガスの排出削減等により、持続可能な環境調和型社会の形成を図る。」としている。対ブラジル国別開発協力量針事業展開計画の「環境保全」分野においては「森林・自然環境保全を含む持続可能な開発の促進に向け、ブラジルにおける違法な森林伐採の抑止や森林・自然環境保全の推進に資する支援を行う」ことを掲げている。対コスタリカ国別開発協力量針においては「気候変動や生物多様性の損失並びに海洋環境汚染対策等といったリスクの緩和及び適応、防災能力の強化、廃棄物・下水処理等の循環経済モデルへの転換及びこれに伴う新たな経済機会の創出を支援する。」とされている。

JICA グローバル・アジェンダでは「自然環境保全」及び「自然環境保全クラスター事業戦略」において、自然環境の保全・回復、生態系サービスを活用した開発効果の増大に向けた事業展開、及び外部資金との連携を重視しており、中南米においては、「SICA（中米統合機構）地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」（2019 年～2024 年）や「ブ

ラジル・先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」(2021 年～2026 年)を実施する等、同地域の生物多様性保全に取り組んでいる。以上より、本事業は我が国及び JICA の支援方針と合致する。

3. 事業概要

- (1) 事業目的：本事業は、中南米において生物多様性保全に資する事業を行う企業向けに出融資を行うファンドへの出資を実施することにより、同企業の金融アクセス改善及び健全な事業成長を図り、もって同地域の生物多様性保全の促進に寄与するもの。
- (2) 対象地域：中南米・カリブ地域
- (3) 事業内容：EcoEnterprises がファンドマネージャーとして運用する EE IV への出資を通じて、中南米において生物多様性保全に資する事業を行う企業への出融資を行うもの。
- (4) 総事業費：150 百万ドル
- (5) 出資先：EcoEnterprises Partners IV, L.P.
- (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：米州開発銀行グループの米州投資公社 (IDB Invest)、世界銀行グループの国際金融公社 (IFC)、欧米各国の開発金融機関 (FinDev (カナダ)、FMO (オランダ)、SIFEM (スイス)、Proparco (フランス)) 等との協調出資。
- (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1) 環境社会配慮
 - ①カテゴリ分類：FI
 - ②カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」) 上、JICA の出資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。本事業では、EE IV が EcoEnterprises の環境社会配慮マネジメントシステム (ESMS) 及び JICA 環境ガイドラインに基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられること及びサブプロジェクトにカテゴリ A を含めない旨合意済み。
 - 2) 横断的事項：気候変動・生物多様性保全
EE IV は、生物多様性保全とともに気候変動の緩和・適応に資する事業を行う企業に投融資する計画であり、投融資企業による GHG 排出削減量も測定予定であることから、本事業は生物多様性保全 (主目的)、気候変動緩和策 (主目的)・適応策 (副次的目的) に資する可能性がある。また、同計画は

投資対象国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標とも整合する。

3) ジェンダー分類：GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

<分類理由>本ファンドは、女性・先住民・地方小規模農家等の社会的脆弱層の格差是正・社会的平等の推進に資する企業に投融資を行う方針を有しており、投資先企業のジェンダー平等推進のための技術支援を行い、ファンド終了時に、2xChallenge 基準を満たす企業へ投資を50%以上とすることを指標として設定するため。なお、本事業は、2X Challenge（女性のためのファイナンス）の要件1 創業者・保有（General Partner・Fund Managerの株式の100%を女性が保有）、要件2 リーダー（Managing Partnersの100%が女性）及び要件6 ポートフォリオ（ファンド終了時に、2xChallenge 基準を満たす企業へ投資を50%以上とする）を満たすため、2X Challenge 認定の申請予定である。

(8) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

指標名	基準値 (2025年3月) 【実績値】	目標値 (2034年)【ファンド終了1年前】
投融資先企業数（件）	0	[Final Closing Date 到来時に決定]
ファンド投融資総額（百万米ドル）	0	[Final Closing Date 到来時に決定]
投融資先企業及びサプライヤーによって持続可能な手法で保全/管理される面積（エーカー）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
投融資先企業及びサプライヤーによって削減・アップサイクルされた廃棄物量（トン）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
投融資先企業によるGHG 排出削減量（トン）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
投融資先企業による直接雇用者数（人）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
投融資先企業による裨益生産者数（人）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
投融資先企業から生産者に支払われた金額（米ドル）	[投融資先企業決定時に決定]	[投融資先企業決定時に決定]
2x Challenge 投融資先企業数	[投融資先企業決定時に決定]	投融資先企業の50%

モニタリング指標として、①カーボンニュートラル達成企業数、②投融資先企業が提供するモニタリング・サービスを利用する企業・団体数をフォローする。

- (1) 定量的効果：生物多様性の保全に資する事業への先住民・地域コミュニティの共感拡大・参画促進

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

過去の海外投融資の出資案件の評価等では、①ファンドのパフォーマンス・インパクト発現に対する JICA のモニタリングの重要性、②ファンドの投資先に対する基本的な出資条項の確認、③ポートフォリオの適度な分散という教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

①については、四半期毎に投資先の事業概況が提出される他、LP 助言委員会等への積極的な参加を通じて詳細な投資先のパフォーマンス・インパクトの発現状況に関する情報が取得可能。②については、EE IV は投融資先のニーズに応じて融資・出資を組み合わせた金融商品を提供しており、審査において EcoEnterprises の投融資ポリシー・商品戦略について確認を行ったところ、融資商品を最優先に取り扱いつつ、退出リスク等が十分軽減されている場合は出資も組み合わせ、保守的な債権保全と投資リターンの最大化の両立を狙う投融資方針を確認。③に対し、本ファンドは複数国・セクター案件であるため、単一国・セクターリスクは軽減されている。

7. 評価結果

以上のおり、本事業については、中南米・カリブ地域の開発課題、開発政策、及び我が国の協力方針に合致しており、必要性が認められ、事業計画も適切でありその達成の見込みが十分であることから、海外投融資による支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標：4. のとおり。
(2) 今後の評価スケジュール：2034 年に事後評価予定。

以上